

スタンダード科目解説

第4回／全8回



一般的な基本書を通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。

労働保険徴収法 労働安全衛生法

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



【労働保険徴収法】

●保険関係の一括

学習の
ポイント

労働保険徴収法は事業単位で適用されるのが原則ですが、事務処理を効率的に行うため、一定の要件に該当する場合は、複数の事業をまとめて一つの保険関係として取り扱われます。これを「保険関係の一括」といい、「有期事業の一括」「請負事業の一括」「継続事業の一括」の3種類があります。

(1) 有期事業の一括（法7条）

条文

2以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

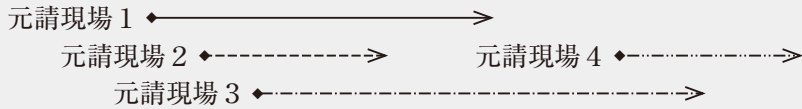
- イ) 事業主が同一人であること
- ロ) それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という）であること
- ハ) それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること
- ニ) それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること
- ホ) イ)～ニ)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること

👉ここをポイント

□「厚生労働省令で定める規模」の事業は、次の各号のいずれにも該当する事業です。

- a) 概算保険料の額に相当する額が160万円未満であること。
- b) 立木の伐採の事業にあっては、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であり、建設の事業にあっては、請負金額（消費税等相当額を除く）が1億8,000万円未満であること。

- 「**全部又は一部と同時に**行われる」とは、2以上の事業が時期的に多少なりとも重複して行われる必要（有期事業全体を通じての時間的な連続性）があることを意味します。



*このような事業全体を総称して「**一括有期事業**」という。

- 「**厚生労働省令で定める要件**」は、次のとおりです。

- a) それぞれの事業が、**労災保険**に係る保険関係が成立している事業のうち、**建設の事業**であり、又は**立木の伐採の事業**であること。
- b) それぞれの事業が、**事業の種類**（「**労災保険率表**」に掲げる事業の種類をいう）を同じくすること。
- c) それぞれの事業に係る**労働保険料の納付の事務**が一の事務所（「**一括事務所**」という）で取り扱われること。

👉 ちょっとアドバイス!

① 一括の効果

- 「有期事業の一括」は、**法律上当然に**、かつ、**強行的**に行われるため、適用のための特別な手続は不要です。なお、実務的には、次のように取り扱われます。

- 一の事務所において、労働保険料の納付の事務が一括して行われる。
- 労働保険料の申告・納付について、**継続事業と同様の手続き**（「**年度更新**」という）がとられる。
- 一括された個々の事業については、その後、事業規模の変更（請負金額の増額）等が行われた場合であっても、あくまでも当初の一括扱いによることとし、**事業の途中から、独立した新たな有期事業としては取り扱わない**。

② 一括有期事業についての報告（則34条）

一括有期事業の事業主は、**次の保険年度の6月1日から起算して40日以内**又は**保険関係が消滅した日から起算して50日以内**に、所定の事項を記載した報告書を一括事務所の所在地を管轄する所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

*保険料算定の対象となる工事現場のリスト表（事業の行われる場所、期間、請負金額等を記載）

(2) 請負事業の一括と分離の認可

① 請負事業の一括要件（法8条1項）

条文

厚生労働省令で定める事業が**数次の請負**によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を**一の事業とみなし**、**元請負人のみ**を当該事業の**事業主**とする。